第５条　本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

２　前年度予算総則第５条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第６条　予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

２　予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第７条　事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。

第８条　事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第９条　事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条　事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を建設積立資産への繰入れに充てることができる。

第11条　前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を建設積立資産への繰入れ又は設備の新設、改善に充てることができる。

第12条　国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

第13条　業務に関係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。

別表第１

平成26年度収支予算書

（一般勘定）

（事業収支）

（単位　千円）

款	項	金額
事業収入		662,971,289
	受信料	642,801,774
	交付金収入	3,476,823
	副次収入	7,973,105
	財務収入	4,330,585
	雑収入	3,400,000
	特別収入	989,002
事業支出		653,967,082
	国内放送費	291,965,365
	国際放送費	17,156,817
	契約収納費	58,219,785
	受信対策費	3,701,496
	広報費	5,401,676
	調査研究費	9,923,260
	給与	119,793,789
	退職手当・厚生費	63,101,129
	共通管理費	12,436,015
	減価償却費	67,390,000
	財務費	3,750
	特別支出	1,874,000
	予備費	3,000,000
事業収支差金		9,004,207

事業収支差金の内訳

（単位　千円）

資本支出充当（建設積立資産繰入れ）	8,000,000
翌年度以降の財政安定のための繰越金	1,004,207

（資本収支）

（単位　千円）

款	項	金額
資本収入		83,080,000
	事業収支差金受入れ	8,000,000
	前期繰越金受入れ	5,630,881
	減価償却資金受入れ	67,390,000
	資産受入れ	2,059,119
資本支出		83,080,000
	建設費	75,080,000
	建設積立資産繰入れ	8,000,000
資本収支差金		—

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,619億8,228万７千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,520億9,308万２千円であり、経常収支差金は、98億8,920万５千円である。

（番組アーカイブ業務勘定）

（事業収支）

（単位　千円）

款	項	金額
事業収入		2,102,177
	視聴料収入	2,102,177